

国立大学法人和歌山大学教職員退職手当規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 37号
最終改正 令和 5年12月 8日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）附則第4条の規定及び国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）の教職員に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程における退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 教職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規程において「遺族」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の号数の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて

教職員退職手当規程

得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第11条の2第5項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第15条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、就業規則第36条第1号及び第2号の規定による解雇により退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第34条第1項の規定（以下「定年」という。）又は就業規則第35条第1項第2号の規定（以下「任期満了」という。）により退職した者
- (2) 第11条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする別に定める理由により退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
- (2) 25年以上勤続し、定年、任期満了により退職した者
- (3) 就業規則第36条第5号の規定により解雇された者
- (4) 25年以上勤続し、第11条の2第5項に規定する認定を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする別に定める理由により退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）の改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程に定める退職手当の支給を受けたこと又は第11条、第12条第1項に規定する機関の職員として退職したことにより退職手当の支給を

教職員退職手当規程

受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第9条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第15条第1項若しくは第17条第1項の規定により一般の退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に教職員、第11条又は第12条第1項の規定する機関の職員、第13条第1項の規定する役員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第11条、第12条第2項及び第13条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた期間
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第2号及び第5条第1項に規定（任期满了の場合を除く。）する者のうち、定年に達する日から別に定める一定の期間前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が別に定める年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に於いて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に於いて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に於いて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を

		基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	--------------------------------------

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前俸給月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	前条の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職日俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額

教職員退職手当規程

第6条の2第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（本学教職員就業規則第13条第1項各号に該当する休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）、第44条第1項第3号の規定による停職、国立大学法人教職員育児休業等細則による育児休業、育児短時間勤務、国立大学法人教職員自己啓発等休業細則による自己啓発等休業、国立大学法人教職員配偶者同行休業細則による配偶者同行休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号（本学の役員であった期間を除く。）に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、役職の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、教職員給与規程に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の合計額をいう。

(退職手当の基本額の支給率の調整)

第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第8条から第12条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに第7条」とする。

(退職手当の最高限度額)

第8条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第11条の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第8条の2 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第9条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として第7条の規定の例により計算して得られる額とする。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期

教職員退職手当規程

間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 教職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算は、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等があったときは、その月数の2分の1に相当する期間（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。ただし、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による育児休業（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び同育児短時間勤務をした期間については、3分の1に相当する期間、自己啓発等休業（大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務に特に有用と認められるものを除く。）をした期間及び配偶者同行休業をした期間についてはその月数を除算するものとする。
- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 第5項の規定は、第6条の5の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（勤続期間の計算の特例）

第10条 次の各号に掲げる者に対する退職手当算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 定時臨時職員で、国立大学法人和歌山大学臨時職員勤務時間及び休暇等規程第3条及び第4条に定められている1日の所定の勤務時間以上勤務した日（同規程第8条の規定により勤務を免除された期間（1日の全部の勤務時間について免除された場合を除く。）、並びに同規程第10条、第15条及び第16条の規定により休暇を与えられた期間を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超え、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者 その者の上記に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 前号に規定する者以外の定時臨時職員のうち、前号に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるまでの間に引き続いて教職員となり、通算して6月を超える期間勤務した者 その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

（国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第11条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職

手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（第12条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び教職員となった者の在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人の場合にあっては、当該地方公共団体又は地方独立行政法人の退職手当に関する規程において、その者の教職員としての勤続期間が当該地方公共団体又は地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに限る。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の第9条に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 教職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第9条第4項の規定に関わらず教職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて教職員となった場合におけるその者の第9条の規定による在職期間の計算については、教職員としての在職期間はなかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

（定年前に退職する意思を有する教職員の募集等）

第11条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する教職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、別に定める年齢以上の年齢である教職員を対象として行う募集を行うことができる。

- 2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき教職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の教職員は、別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (2) 就業規則第43条の規定による懲戒処分（管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分であつて別に定めるものを除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは

教職員退職手当規程

教職員の自発的な意思に委ねられるものであって、学長は教職員に対しこれらを強制してはならない。

- 5 学長は、応募をした教職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている教職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後就業規則第43条の規定による懲戒処分（第3項第2号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが職務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 学長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、別に定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第15条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第2条第2項、第11条第4項、第12条第1項及び第13条第1項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 就業規則第43条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び第3項第2号の別に定める処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。（他の国立大学法人等の教職員との在職期間の通算）

第12条 教職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の教職員となり、その者の教職員としての在職期間が、当該他の国立大学法人等の

退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における教職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 第9条に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の教職員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

(役員との在職期間の通算)

第13条 教職員が、引き続いて本学又は他の国立大学法人等の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員」という。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第9条に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第9条の規定を準用する。

(役員の有する教職員の退職手当の額の特例)

第14条 引き続いた役員の期間を有する教職員の退職手当の額は、第2条の2から第8条の2にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の別に定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 就業規則第44条の規定により懲戒解雇等処分を受けて解雇又は退職をした者

(2) 就業規則第36条第3号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

- 2 前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

教職員退職手当規程

- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
 - (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当の額を支払うことが本学に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、その理由となった事実認定や手続きに不服がある場合、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項に規定する期間においてその取消しを申し立てることができる。また、行政不服審査法第18条第1項に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分により、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行ったときは、当該支払差止処分を受けた者が次条

第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第17条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第15条第1項に規定する事情及び一般の退職手当の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められるとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第15条第1項で別に定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の意見の聴取は、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）を準用する。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第15条第1項で別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

教職員退職手当規程

(2) 当該退職をした者について、当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められるとき。

- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の意見の聴取は、行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）を準用する。
- 5 第15条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第19条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第15条第1項で別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第15条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項において準用する前条第3項の意見の聴取は、行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）を準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第20条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当の額が支払われた後において、当該一般の退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第18条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第16条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第18条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第15条第1項で別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第15条第2項並びに第18条第3項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。
- 7 前項において準用する第18条第3項の意見の徴取は、行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）を準用する。

（役員会への諮問）

第21条 第17条第1項第2号若しくは第2項、第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、役員会に諮問しなければならない。

- 2 役員会は、第17条第2項、第19条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 役員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査を行うことができる。

（退職手当の支払）

第22条 この規程の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、別に定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

- 2 この規程の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わ

教職員退職手当規程

なければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(実施規定)

第23条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定めるもののほか国家公務員の退職手当の例による。

附 則

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 (削除)

第3条 (削除)

第5条 外国人教師の退職手当については、別に定める。

第6条 国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となった者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める教職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間までの終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する教職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

第7条 国立大学法人の成立前の和歌山大学（以下「旧機関」という。）の教職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の教職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の教職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める教職員としての引き続いた在職期間の始期から教職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 公庫等の教職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の教職員となり、かつ、引き続き旧機関の教職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の教職員となるため退職した場合において、その者の教職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

第8条 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8条」とする。

第9条 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9条」とする。

第10条 前2条の規定は、教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

第11条 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程附則第2項の規定又はこれに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の変更は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

第12条 当分の間、第4条第1項第2号並びに第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは、「定年(職員及び附属学校教員にあつては60歳とし、教員にあつては65歳とする。)」とする。

附 則 (平成16. 8. 26一部改正：法人和歌山大学規程第331号)

この改正規程は、平成16年8月26日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第481号)

第1条 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

第3条 教職員が新制度適用職員(教職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程(以下「新規程」という。)による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の和歌山大学教職員退職手当規程

(以下「旧規程」という。)により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程の例により計算して得られる額)にそれぞれ100の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新規程により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

- (1) 施行日の前日及び施行日において教職員として在職していた者 施行日
- (2) 施行日の前日において教職員として在職していた者で、施行日に規程第11条第1項の規定により国家公務員等となった者 施行日
- (3) 施行日の前日において国家公務員等で、施行日以後に規程第11条第1項の規定により引き続き教職員となった者 施行日
- (4) 施行日の前日において役員で、施行日以降に規程第13条第2項の規定により引き続き教職員となった者 施行日
- (5) 施行日の前日において国家公務員等で、施行日以後に規程第11条第2項の規定

教職員退職手当規程

により引き続き教職員となった者 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）に定める日または本学教職員になった日のいずれか早い日

- (6) 施行日の前日において他の国立大学法人等の職員で、施行日以後に引き続き教職員となった者 他の国立大学法人等において、この規程に相当する制度を適用した日または本学教職員になった日のいずれか早い日

3 前項第3号から第6号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「教職員として在職していたものとみなした場合に受けるべき俸給月額」とする。

第4条（削除）

第5条 基礎在職期間の初日が新制度切替日（附則第3条第2項に規定する新制度切替日をいう。次項において同じ。）前である者に対する新規程第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（附則第3条第2項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。

2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第5条の2の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた俸給月額は、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

第6条 新規程第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間 (平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間 (
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第576号）
この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第753号）
この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第918号）
この改正規程は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年12月26日法律第95号）の施行の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1362号）
第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし第5条の3、第6条の3及び第11条の2に係る部分の規定については、国家公務員退職手当法施行令で定める日から施行する。

第2条 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間に退職した者については、第7条中「100分の87」を「100分の98（平成24年度定年により退職した者に

あつては100分の100)」に、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間に退職した者については、第7条中「100分の87」を「100分の92」にそれぞれ読み替える。

第3条 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間に退職した者については、附則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第481号）第3条中「100分の87」を「100分の98（平成24年度定年により退職した者にあつては100分の100）」に「104分の87」を「104分の98（平成24年度定年により退職した者にあつては104分の100）」に、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間に退職した者については、附則（平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第481号）第3条中「100分の87」を「100分の92」に「104分の87」を「104分の92」にそれぞれ読み替える。

第4条 平成21年3月31日に独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員として在職する者が、引き続き放送大学学園の職員となり、かつ、引き続き放送大学学園の職員として在職した後引き続き教職員となった場合におけるその者の基礎在職期間の計算については、その者のメディア教育開発センターの職員としての在職期間及び放送大学学園の職員としての在職期間を教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者がメディア教育開発センター又は放送大学学園を退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

附 則（平成25年8月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1441号）

第1条 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1570号）

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1624号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2024号）

この改正規程は、平成30年1月31日から施行する。

附 則（平成31年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2119号）

第1条 この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 この改正規程の施行日の前々日に在職する定時有期臨時職員（無期転換され定時無期臨時職員となった者を含み、この規程の施行の日以後に新たに選考され定時臨時職員となった者を除く。）の退職手当の支給については、改正後の規定にかかわらず、次条に定めるところによる。

第3条 国立大学法人和歌山大学臨時職員労働時間及び休暇等規程第3条及び第4条に定められている1日の所定の勤務時間以上勤務した日（第8条の規定により勤務を免除された期間（1日の全部の勤務時間について免除された場合を除く。）、並びに第10条、第15条及び第16条の規定により休暇を与えられた期間を含む。）が18日以上ある月が引き続き6月を超え、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている定時臨時職員が退職（退職日の属する年度内に、1日の所定の勤務時間以上勤務した日が1月において18日に満たないことが客観的に明らかになった場合については、その日をもって退職したものとみなす。以下「みなし退職」という。）、雇止め又は解雇された場合に、その者（死亡による

教職員退職手当規程

退職の場合は、その遺族)に退職手当を支給する。ただし、その者が次の各号の一に該当する場合には、退職手当は支給しない。

(1) 国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則(以下「臨時職員就業規則」という。)第30条第4号の規定により雇止め又は解雇された場合

(2) 臨時職員就業規則第38条第1項第5号の規定により解雇された場合

2 前項の退職手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 臨時職員就業規則第29条第1項第1号又は第2号による退職、第30条各号(第4号を除く。)による雇止め又は解雇及びみなし退職 俸給の日額の21日分に相当する額に0.3を乗じて得られた額

(2) 業務外の傷病、死亡又は通勤による傷病、死亡による退職 俸給の日額の21日分に相当する額に0.5を乗じて得られた額

(3) 業務上の死亡又は傷病による退職 俸給の日額の21日分に相当する額に1.35を乗じて得られた額

附 則(令和3年3月29日 一部改正:法人和歌山大学規程第2330号)

この改正規程は、令和3年3月29日から施行する。

附 則(令和3年6月28日 一部改正:法人和歌山大学規程第2361号)

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(令和5年12月8日 一部改正:法人和歌山大学規程第2694号)

この改正規程は、令和5年12月8日から施行する。